【第4号議案】 地域公共交通確保維持改善事業について

1 [報告] 平成 29 年度 新発田市生活交通改善事業計画(案)に係る書面協議について 平成 29 年 4 月 25 日付け地交協第 4 号(「『平成 29 年度 新発田市生活交通改善事業計画 (案)』について)で書面協議を行った結果、全ての委員から承認を得られた。

⇒案のとおり計画を策定し、写しを実施事業者((株)下越タクシー)に送付した。

計画の概要 国補助制度:バリアフリー化設備等整備事業

実施事業者: (株)下越タクシー 内容:福祉タクシー車両の導入(1台)

2 新発田市地域内フィーダー系統確保維持計画(平成 29 年度~31 年度)の変更 地域公共交通網形成計画の策定に伴い、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の補助 上限額が引き上げられることから、内定申請額の増額を行うため、計画の変更を行う。

(1) 制度の概要

国の制度に基づき、地域公共交通活性化協議会での協議によって策定される地域内フィーダー系統確保維持計画に位置付けられた系統については、運行欠損額の一部が補助される。

(国制度:地域公共交通確保維持改善事業 - 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)

地域内フィーダー系統:バスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港において、地域間交通ネットワーク(市町村間を結ぶバス路線等)と接続し、支線(フィーダー)として運行している地域公共交通のこと

(2) 平成 29 年度~31 年度計画の概要

- 対象系統 あやめバス(全系統)、川東コミュニティバス(一部系統)
- 対象期間 平成 28年10月1日から平成29年9月30日まで
- 補助額 10.444 千円

(3) 変更内容

- ・計画書本文の修正(「日付」「協議会の開催状況と主な議論」) *別紙のとおり
- ・ 国庫補助金内定申請額、国庫補助上限額の修正

[変更後] **10,944 千円** [変更前] 10,444 千円

• 関係書類の修正

3 新発田市地域内フィーダー系統確保維持計画(平成30~32年度)の協議について 国において補助制度の見直しが進められているが、国庫補助上限額等の通知が遅れていることから、協議は後日行うものとしたい。

(1) 主な見直し内容

・事前内定方式の見直し

[現状]事前に補助額を内定 [見直し後] 運行実績に基づき、事後に補助額を決定

• 定時定路線型運行の補助要件(平均乗車人員)の見直し

[現状] 1 回当たり 1.0 人以上 [見直し後] 1 回当たり 2.0 人以上

(2)協議の時期(予定)

7月~8月頃

生活交通確保維持改善計画(地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統 関係)(案)

> 平成 28 年 5 月 26 日 一部変更 平成 28 年 10 月 14 日 一部変更 平成 29 年 3 月 22 日 一部変更 平成 29 年 6 月 23 日 新発田市地域公共交通活性化協議会 会長 下妻 勇

0. 生活交通確保維持改善計画の名称

新発田市地域内フィーダー系統確保維持計画(平成29年度~31年度)

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性 ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない

新発田市は、新潟市から東へ約30kmの越後平野北部に位置し、居住地域は人口集中地区である市中心部と、中心部を取り囲むように広がる郊外の地域に分かれている。市中心部には県立総合病院、大型商業施設、高校・短期大学校・大学等の拠点施設が立地するなど、県北部の中心都市となる機能を有しており、各地域・近隣市町から市中心部へ向かう移動ニーズがある。都市間を結ぶ鉄道(JR東日本)、各地域と市中心部を結ぶ路線バス(新潟交通観光バス等)が主要な公共交通となっており、ネットワークが市中心部(JR新発田駅等)で結節している。

このうち、あやめ(市街地循環)バスは、市中心部内の居住地域・交通結節点と各拠点施設を結び、地域住民及び各地域・近隣市町からの利用者にとって重要な移動手段となっている。利用ニーズや鉄道・路線バスとの接続を図るため継続的に見直しを実施しており、直近では平成27年4月に一部見直しを実施した。川東コミュニティバスは、川東地区と市中心部を結び、地域住民の日常生活を支える役割とともに、小学校及び中学校への通学手段としての役割を担っている。地域との協働により運行されており、通学及び利用ニーズに対応するため、4月と11月に見直しを実施している。あやめバス及び川東コミュニティバスは、JR新発田駅で鉄道や路線バスと結節し、地域住民、近隣市町の利用者にとって欠かせない移動手段となっており、将来に渡り安定した運行の確保・維持を図る必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果 ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない

(1) 事業の目標

- ・あやめバス
 - ①年間利用者数 9.2 万人以上
 - ②年間収支率 30%以上
- ・川東コミュニティバス
 - ①1日当たり利用者数 180人以上
 - ②1 日当たり運賃収入 24,600 円以上

(2) 事業の効果

- ・各地域から市街地各施設への移動利便性向上
- ・中心市街地の公共交通空白地域の改善
- ・自動車の運転のできない高齢者、学生などの交通弱者の移動手段の確保
- ・中心市街地の活性化

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付

- ①予定している時刻表・運行予定期間
 - ○時刻表 別紙1(あやめバス)及び別紙2(川東コミュニティバス)のとおり
 - ○運行予定期間 平成 28 年 10 月 1 日~ (あやめバス及び川東コミュニティバス)
- ②運行事業者決定の経緯
 - ・当該事業者は、長年に渡り当地域の公共交通に携わってきた実績があり、地域住民に 広く親しまれている。また、当市に営業所を設置していることから、公共交通網や地 域事情に精通しており、不測の事態への迅速な対応、円滑な運行が期待できる。
 - ・当該事業者は、平成18年11月からのあやめ(市街地循環)バス運行、及び、平成26年4月からの川東コミュニティバス運行の実績があり、いずれの期間も適切な運行を行っている。
 - ・川東地区の見直しにおいては、地域 NPO 法人による運行、デマンド交通、貸切バス等の方法を検討した結果、当該事業者にコミュニティバス運行を委託することを地域関係者で組織する川東地区自治連合会が決定した。
- ③既存交通や地域間交通との関係や整合性を図っている旨の説明
 - ・あやめバス及び川東コミュニティバスは、事業者との協議により他路線との競合に配慮しているとともに、JR 新発田駅を交通結節点として他の公共交通との乗り継ぎに配慮したダイヤ設定等を行うなど、既存交通や地域間交通との整合性が図られている。
- 4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 2」を添付

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

新潟交通観光バス株式会社

- 6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法【活性化法法定協議会を 補助対象事業者とする場合のみ】 ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない
- 7. 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要<u>【地域間幹線系統のみ】</u> ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない
- 8. 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧<u>【地域間幹線系統のみ】</u> ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない
- 9. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付

10. 車両の取得に係る目的・必要性<u>【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>

※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない

11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式 車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない

(1) 事業の目標

(2) 事業の効果

- 12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその 負担額(表6及び表7又は表8及び表9)【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車 両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
- 13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係 る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)【公有民営方式車 両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

14. 協議会の開催状況と主な議論

※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない

- 平成 23 年 5 月 27 日
- 平成24年2月14日
- 事業内容、費用負担、計画全般について協議し、合意を得た。
- 市街地循環バスの本格運行及び運行事業者について協議し、合意を 得た。
- · 平成 24 年 5 月 31 日
- 事業内容、費用負担、地域内フィーダー系統確保維持計画について 協議し、合意を得た。
- ・平成 25 年 5 月 31 日
- 事業内容、費用負担、地域内フィーダー系統確保維持計画について 協議し、合意を得た。
- · 平成 25 年 11 月 7 日
- あやめバス、川東地区の見直しについて協議し、合意を得た。
- · 平成 26 年 2 月 18 日
- 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更、地域協働推進事業計画 について合意を得た。

事業内容、費用負担、地域内フィーダー系統確保維持計画について

- · 平成 26 年 6 月 24 日
- 協議し、合意を得た。
- · 平成 27 年 2 月 17 日
- 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について合意を得た。 事業内容、費用負担、地域内フィーダー系統確保維持計画について
- · 平成 27 年 6 月 5 日
- 協議し、合意を得られた。 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について合意を得た。
- · 平成 28 年 2 月 17 日 · 平成 28 年 4 月 20 日 (書面協議)
- 都市計画道路「島潟荒町線」供用開始に伴う運行区間の変更につい て合意を得た。
- ・平成28年4月28日 (書面協議)
- 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について合意を得た。
- 平成 28 年 5 月 26 日
- 事業内容、費用負担、地域内フィーダー系統確保維持計画、要綱に 定める軽微な変更の取り扱いについて協議し、合意を得た。
- ・平成 28 年 10 月 14 日(書面協議)
- 川東コミュニティバスの一部見直し、地域内フィーダー系統確保維 持計画の変更について合意を得た。
- · 平成 29 年 3 月 22 日
- 川東コミュニティバスのダイヤ改正による地域内フィーダー系統 確保維持計画の変更について合意を得た。
- · 平成 29 年 6 月 23 日
- <u>新発田市地域公共交通網形</u>成計画の策定による地域内フィーダー 系統確保維持計画の変更について合意を得た。(予定)

15. 利用者等の意見の反映

※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない

協議会の構成員には、地域公共交通の利用者として、地域住民で構成される新発田市自治会連合会、NPO法人七葉及び川東地区自治連合会から委員に加わっており、協議会での議論を反映して計画を策定した。また、平成25年1月から事務局職員が定期的にあやめバスに乗車し、利用実態調査や利用者の聞き取り調査を行うなどにより、利用者ニーズを把握し、見直しの基礎資料としている。

川東コミュニティバスについては、路線の再編、定額運賃化など運行に係る全ての見直しを地域主体となって進めた。運行後においても、地域内に設置されている川東地区自治連合会等にて、利用者等の意見を取りまとめ課題等の検討を継続的に行っている。

1 6 . 協議会メンバーの構成員 ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない	
次再補付例の適用を受ける場合は、記入を安しない	
関係都道府県	新潟県新発田地域振興局企画振興部
関係市区町村	新発田市
交通事業者·交通施 設管理者等	新潟交通観光バス(株)、(公社)新潟県バス協会、新発田ハイヤー協会、 東日本旅客鉄道(株)新潟支社、北陸地方整備局新潟国道事務所、新潟 県新発田地域振興局地域整備部、新発田市地域整備課、新発田警察署
地方運輸局	北陸信越運輸局、北陸信越運輸局新潟運輸支局
その他協議会が必要と認める者	連合新潟下越地域協議会、新発田商工会議所、NPO法人七葉、新発田市自治会連合会、川東地区自治連合会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県新発田市中央町 3-3-3

<u>(所 属)新発田市 市民</u>まちづくり支援課

(氏 名) 斎藤 正太郎

(電 話) 0254-28-9640 (課直通)

(e-mail) machizukuri@city.shibata.lg.jp